

「EU - 中国製鉄鋼ファスナーに対する確定アンチダンピング措置」事件
上級委員会報告(WT/DS397/AB/R)
申立国：中国 被申立国：EU

小樽商科大学 小林友彦

I. 事実の概要

A. 時系列

2009年7月31日	協議要請
2009年10月12日	パネル設置要請
2010年2月23日	パネル設置
2010年12月3日	パネル報告書の加盟国配布
2011年1月10日	両当事国により3月25日までDSB採択の延期要請
2011年3月25日	EUが上訴通知
2011年3月30日	中国が上訴通知
2011年7月15日	上級委員会報告書の加盟国配布
2011年7月28日	DSB採択
2011年8月18日	EUが本件DSB勧告を履行する意思を通告
2012年1月19日	履行期限を2012年10月12日とすることで両国が合意

B. 争われた措置

1. AD規則(Basic Regulation: Council Regulation (EC) No. 384/96) 9条5
それ自体
= 非市場経済国製品にAD措置を課す際は、国全体で単一関税率を設定
ただし、5条件を満たした企業には、個別関税率の設定(IT)を認める

※本件紛争の射程

<u>正常価額</u>	<u>2条7</u>	<u>市場経済扱い(MET)企業は個別に計算、それ以外は代替国</u> <u>データを用いて計算]</u> ←本件では <u>対象外</u>
<u>輸出価格</u>	<u>9条5</u>	<u>IT企業については個別に計算、</u> <u>それ以外は協力的なら加重平均、非協力ならFAで国ごと</u>
<u>AD関税率</u>	<u>9条5</u>	<u>MET企業及びIT企業は個別税率、それ以外は国別に単一</u>

本条に対する中国の主張

- (1) 国別の関税率が原則なのは、企業別の設定を求めるAD協定9.2条に反する
- (2) 9.4条所定の条件にも従っていないため、9.4条でも正当化されない
- (3) 利用可能な証拠(FA)について6.10条の限定列挙事由に該当せず、同条違反

- (4) 非 IT 企業に国ごと輸出価格でダンピング認定するのは、2 条と 9.3 条に違反
- (5) 同じ WTO 加盟国なのに「非市場経済国」を差別するのは GATT1 条違反

2. 上記 AD 規則を適用することによる、中国製鉄鋼ファスナーへの AD 措置
(Council Regulation (EC) No. 91/2009 of 26 January 2009)

- a. ダンピング認定 = 製品コードごとの比較の要否
- b. 損害認定 = 価格比較時のモデルの対応性
- c. 開始要件 = 対象製品の定義の適切性(対応しないモデルが含まれたか)、国内産業の代表性(27%で足りるか)
- d. 調査手続 = 申請者の非公開の是非、秘密扱いの文書の取扱いの是非、IT 質問状の回答期限が短かったことの是非
- e. 個別の関税率 = AD 規則 9 条 5 が AD 協定違反か否かに依存

II. パネル報告書・要旨

A. AD 規則 9 条 5 について

1. 同 6.10 条との整合性

- EU は、非市場経済国の輸出者は形式的には別会社でも政府の下に一体だと主張し、法的に別個の企業を一体に扱うことが容認された先例として「韓国—インドネシア製紙」パネルを援用するものの、両者は状況が異なるので失当
- 「韓国—紙」事件の調査当局は、組織面・取引面で密接に結びついていることから企業間の一体性を判断したのに対し、本件 AD 規則ではそのような分析なしに、国家が操業・輸出活動に影響力を行使するということから直ちに国家が個別企業の親会社だと推定している(パラ 7.95)
- **結論： 本条は AD 協定 6.10 条に違反する【※上級委により理由変更】**

2. 同 9.2 条との整合性

- 同条第 1 文の「すべての輸入源からの(from all sources)」の輸入源とは、ダンピング調査の対象でありかつ価格約束の主体でもあることからみて、個別の輸出者を指すものと解されるので、それを一国の全ての企業だという EU の主張は失当である(パラ 7.103)
- 第 3 文に規定された条件を満たすか否かにかかわらず、非市場経済国の輸出者に対して常に単一の取り扱いをするのは正当化されない(パラ 7.112)
- **結論： 本条は AD 協定 9.2 条に違反する【※上級委により理由変更】**

3. GATT1 条との整合性

- AD 税額が企業別に決まる方が国別で決まるよりも有利であることからすれば、

本件規則は非市場経済国に対して差別的に不利な扱いをしている(パラ 7.124)

- 市場経済国の産品と非市場経済国の産品とが一般的に異なるものと分類できるという証明を EU は行っていないため、「性質の異なるものに対して異なる取り扱いをするのは差別ではない」という EU の主張は失当である(パラ 7.125; *esp.* footnote 307)¹
- **結論： 本条は GATT1 条に違反する【※上級委が無効宣言】**

4. 結論

- EU の AD 規則 9 条 5 はそれ自体で AD 協定に違反する
- 本件 AD 措置も、本条の適用部分は当然に AD 協定違反となる(パラ 7.148)

B. 中国製ファスナーに対する AD 措置について

1. 調査開始要件 (AD 協定 5.4 条との整合性)

- 中国は、本件調査開始決定の際に EU 調査当局がもっと正確かつ詳細に情報収集すべきであったことを証明できなかった(パラ 7.182)
- **結論： AD 協定 5.4 条に違反していない**

2. 国内産業の確定 (AD 協定 4.1 条及び 3.1 条との整合性)

- 多数の国内生産者が関わる本件調査において、27%の支持を集めたのであれば国内産業の” a major proportion” と認められる(パラ 7.230) 【※上級委が破棄自判】
- 国内産業の確定については、3.1 条についてもそれ以上の主張を行っておらず、違反を証明できていない。
- **結論： AD 協定 3.1 条にも 4.1 条にも違反しない**

3. 調査対象産品／国内同種産品の確定 (AD 協定 2.1 条及び 2.6 条との整合性)

- 2.1 条は、「産品(a product)」が同種であることを求めるものではない(パラ 7.263)
- 2.6 条も、AD 調査の対象産品の確定について規定するものではない(パラ 7.267)
- 国内同種産品の定義をしながら対象産品について定義がないのは意図的であり、調査当局に裁量が認められている(パラ 7.271)
- 本件措置においては、対象産品と国内同種産品の範囲が合致している(パラ 7.283)
- **結論： AD 協定 2.1 条にも 2.6 条にも違反しない**

4. ダンピング認定 (AD 協定 2.4 条との整合性)

- 2.4 条は、価格比較に関する差異の調整方法については沈黙している(パラ 7.297)

¹ 非市場経済国

- 価格調整が必要であることは調査対象企業の側が証明する必要があるところ、本件ではそれがなされていない
 - **結論： AD 協定 2.4 条に違反しない【※上級委が破棄自判】**
5. プライスアンダーカッティング認定 (AD 協定 3.1 条及び 3.2 条との整合性)
- 多数の国内生産者が関わる本件調査において、27%の支持を集めたのであれば国内産業の” a major proportion” と認められる (パラ 7.230)
 - 3.1 条についても追加の主張を行っておらず、違反を証明できていない。
 - **結論： AD 協定 3.1 条にも 4.1 条にも違反しない**
6. ダンピング輸入の量 (AD 協定 3.1 条、3.2 条、3.4 条及び 3.5 条との整合性)
- 3.1 条によれば、サンプリング対象外の企業のデータであっても「実証的な証拠」として考慮する (少なくともその影響について合理的に説明する) 必要があるのであって、サンプリング対象企業全社がダンピングをしていたことをもって全輸入についてダンピングされたと扱ったのは失当 (パラ 7.358)
 - EU は、ダンピングをしなかった証拠を提出したサンプリング対象外の 2 社について、ダンピングされたものとして損害認定を行った点で 3.1 条及び 3.2 条に違反
 - ただし、そのような 2 社があったからといって、サンプリングの結果に基づいてサンプリング対象外の企業分を含む全輸入についてダンピングされたものとして損害認定に用いることについては、違反ではない (パラ 7.369)
 - 3.4 条及び 3.5 条については判断不要であり、訴訟経済のために判断しない。
 - **結論： 自主的に非ダンピング輸入の証拠を出した 2 社については 3.1 条及び 3.2 条に違反するが、それ以外については両条に違反しない**
7. ダンピング輸入の事後の効果 (AD 協定 3.1 条及び 3.4 条との整合性)
- 「EC-ベッドリネン」パネルが判示した通り、ある要素については国内産業のサンプリングを行い、ある要素については国内産業全体のデータを見たからといって、客観的な評価を損なうわけではなく、3.1 条や 3.4 条の違反とはならない (パラ 7.391)
 - ダンピング輸入が利益率に悪影響を及ぼしたとする判断が誤っているという十分な証拠を中国は提示していない (パラ 7.399 & 7.410)
 - **結論： 3.1 条及び 3.4 条に違反しない**
8. 因果関係 (AD 協定 3.1 条及び 3.5 条との整合性)
- 原材料価格が上昇したからと言って因果関係がなくなるわけではないという調査当局の認定が不当であると中国は示すことができなかった (パラ 7.432)
 - ただし、国内産業に含まれない生産者を含むデータを用いて国内産業のデータと比較したのは、同先例に照らしても「客観的な検討」を行ったとはいえない (パ

ラ 7.437)

- **結論： 3.1 条及び 3.5 条に違反する**

9. 手続的懈怠 (AD 協定 6 条及び 12 条との整合性)

(1) 国内生産者名の非開示 (AD 協定 6.5 条、6.2 条及び 6.4 条との整合性)

- 6.5 条は「正当な理由」を定義していないことから、中国からの仕返しの恐れがあるという主張自体が、証拠として非開示を正当化しうる (パラ 7.452)
- 本論点については、パネル設置要請中の 6.2 条及び 6.4 条との整合性を問う箇所の例示事項に含まれていないものの、設置要請では両条の条文と同じフレーズを用いて論点提起しておりかつ” including, but not limited to” と限定しない形で書かれていることから、本論点も付託事項内だと判断する (パラ 7.458)
【※上級委が破棄無効宣言】
- 中国の主張する通り、国内生産者名の非開示は 6.4 条及び 6.2 条とも関係するものの、6.5 条に従って秘密情報とされた以上は適用がない (パラ 7.459)
- **結論： 6.5 条、6.2 条及び 6.4 条に違反しない**

(2) 正常価額決定要素の開示の遅れ (AD 協定 6.2 条、6.4 条、6.5 条及び 6.9 条との整合性)

- 代替国であるインドにおける製品タイプの開示が提出期限の直前であったことは、2.4 条に基づく価格調整について検討する機会を奪っており、6.4 条及び 6.2 条に違反する (パラ 7.492 & 7.495)
- 正常価額の確定に関しては、中国は EU が能動的に情報開示しなかったことを違法だと主張したものの、6.4 条及び 6.2 条は能動的な開示義務を課していない (パラ 7.497)
- 正常価額と輸出価格の比較についても、12.2 条と異なり 6.4 条及び 6.2 条では義務づけられていない (パラ 7.501)
- 6.9 条については、中国が協議要請に含めておらず、付託事項外 (パラ 7.508)
- **結論： 製品タイプの開示の遅れについては、6.4 条及び 6.2 条に違反する**

(3) 質問状への回答の非秘密版の開示 (AD 協定 6.5 条、6.2 条及び 6.4 条との整合性)

- 調査手続の透明性を確保するためには、秘密扱いする情報の概要が公開されるか、それができない場合もその理由を適切に説明がなされる必要があるところ、Agrati 及び Fontana Luigi については、説明が不十分であるにもかかわらず調査当局が受け入れた点で 6.5.1 条の違反がある (パラ 7.516-517)
- また、Pooja Forge については、そもそも正当化理由を付さなかった点で 6.5 条の違反がある (パラ 7.525) 【※上級委が破棄自判】
- 6.4 条及び 6.2 条については判断不要であり、訴訟経済のため判断しない (パラ 7.526)

➤ **結論： 6.5.1 条及び 6.5 条に違反する**

- (4) Eurostat データの不開示(AD 協定 6.5 条、6.2 条及び 6.4 条との整合性)
- Eurostat が公開情報であるにもかかわらず、正当な理由も示さずに秘密情報として扱ったのは 6.5 条に違反する(パラ 7.534)
 - 他方で、6.4 条は能動的な情報公開を求めるものではなく、6.2 条もより一般的な防御の機会を与えるものであるため、それらの規定の違反はない(パラ 7.535)

➤ **結論： 6.5 条に違反する**

- (5) 国内産業の確定に関わる手続問題(AD 協定 6.9 条、6.2 条及び 6.4 条との整合性)
- 国内産業の範囲が最後まで明らかでなかったからといって、6.4 条で求める「情報」の開示を怠ったり 6.2 条で求める「機会」を奪うわけではない(パラ 7.539)
 - 6.9 条についても、協議要請に含まれていなかったため審理対象外(パラ 7.540)
 - **結論： 6.9 条、6.2 条及び 6.4 条に違反しない**

- (6) IT 認定の決定に関する手続問題(AD 協定 12.2.2 条との整合性)

- 本件では AD 規則 9 条 5 が as such のみならず as applied で AD 協定違反だと認定された以上、それがさらに 12.2.2 条違反であるか否かについて判断するのは適当でない(パラ 7.548)
- **結論： AD 協定 12.2.2 条に関しては判断しない**

- (7) 秘密情報の開示(AD 協定 6.5 条との整合性)

- IT 認定を求めて提出された情報について 6.5.1 条は、提出者が公開を拒絶する場合には当該情報を無視できると定めているものの、勝手に公開することは認めていない(パラ 7.560)
- **結論： AD 協定 6.5 条に違反する**

- (8) 質問状に回答するために十分な期間(AD 協定 6.1.1 条との整合性)

- 「エジプトー鉄筋」事件パネルが判示した通り、6.1.1 条の対象は当初質問状であり、IT 認定に関わる質問状は(仮に最初に発出されるとしても)それに該当しないので、30 日間の回答期限を与えることが義務付けられるわけではない(パラ 7.572)
- **結論： IT 認定に関する質問状は 6.1.1 条の規律を受けないため、その違反もない**

III. 上級委員会報告書・要旨

A. AD 規則 9 条 5 の as such 違反認定について

- 中国加盟議定書パラ 15(a)は、GATT6 条 1 についての注釈第 2 文と同様に価格比較の厳格性を緩和する機能を有するものの、あくまで正常価額についてのみ逸脱を認めており、輸出価格についてまで緩和するものではない(パラ 288)
- AD 協定 6.10 条第 1 文が個別のマージン決定を「原則として～する (shall, as a rule)」としているのは、例外が多用されて本条の規律が迂回されるのを防ぐためであるから、第 2 文に規定するサンプリング以外に原則からの逸脱を正当化するには、対象協定のいずれかに規定されていなければならない(パラ 320)
- AD 協定 6.10 条と性質や用語が共通している 9.2 条においても「実行可能でない」かどうかは厳格に解され、実効性を確保するために必要だからというのは正当化理由とならない (パラ 354)
- それゆえ、本件規則 9 条 5 が個別税率や個別マージンを得るために追加的な負担(=IT テスト)を課したことが (←パネルとは異なる理由)、6.10 条及び 9.2 条に違反する(パラ 364 & 385)
- ある AD 措置が GATT1 条 1 に違反するか否か判断するには、AD 措置の整合性に関わる AD 協定と GATT6 条がどのような関係にあり、かつ GATT6 条が GATT1 条 1 とどのような関係にあるかの判断が必要となるところ、本件で GATT6 条は付託事項外であり判断し得ない(パラ 396)
- **結論：にもかかわらず GATT1 条違反を認定したパネル判断は無効**

※GATT1 条に関する認定における論点飛躍の構造

AD 法/措置 → AD 協定適合性 → [GATT6 条適合性] → GATT1 条

B. AD 規則 9 条 5 の as applied 違反認定について

- 追加的負担を課したこと自体で、EU 規則 9 条 5 が as such 違反とされた
- それゆえ、本件調査において全ての IT 認定申請者に IT が付与されたからといって、その適用が AD 協定と適合的になるわけではない
- **結論：パネルの認定に誤りはない (パラ 408)**

C. 損害認定(AD 協定 4.1 条及び 3.1 条との整合性)

- 4.1 条にいう「相当な部分」とは国内総生産高において相対的に高い割合を占めることを指し、産業が分割されている場合は低い割合でも認められうるものの、偏りなく代表性を確保できていることの証明が必要であるため、割合が低いほど 4.1 条違反となる可能性は増す(パラ 419)
- しかるに本件調査では、より高い割合を求めることもできたにもかかわらず 25%を超えればよいとしたり、情報を提出した企業を除外する等の偏りのある選定方法をしたりすることで 27%と相当低い割合になっている

- 結論：この点についてパネル判断を破棄し、4.1条違反を認定(パラ 430)
 - ただし、サンプリングの3.1条との整合性、国内生産者の除外の4.1条及び3.1条との整合性についてはパネル判断を追認(パラ 438, 454 & 464)
- D. その他の認定(AD協定6.4条、6.2条及び2.4条との整合性)
- 2.4条に関して調査当局と企業が折衝する場合、そもそも価格比較を行う対象となる製品群を当局が明示する必要がある(それがなければ企業としてはどのような情報を提出すればよいかもわからなくなる)(パラ 490)
 - 調査開始後にPCNから「製品タイプ」へと対象製品の分類方法を変えたにもかかわらず調査終盤までそれを対象企業に通知しなかったのは、2.4条第6文(「当局は、関係当事者に対して、公正な比較を確保するためにいかなる情報が必要であるかを示すものとし、また、不合理な立証責任を課してはならない。」)に反する(パラ 513)
 - 結論：にもかかわらず中国によるこの点に関する主張について2.4条の問題としなかったパネルの判断は誤りであり、パネル認定を破棄(パラ 515)
 - ただし、6.4条及び6.2条との整合性についてはパネル判断を追認
- E. 調査手続(AD協定6.5条及び6.5.1条並びに6.2条及び6.4条との整合性)
1. インド企業の情報を秘密扱いとした当局の認定の6.5条との整合性について
 - 6.5条と6.5.1条は、秘密情報を利用することと調査の透明性を確保することのバランスをとるために、秘密扱いをする場合は十分に詳細な公開版要約を提出させること、及び、例外的に公開版を提出できない場合にはその適切な理由を示すことを求めており、適切な理由を示さなければその違反となりうる(パラ 544)
 - しかしながら、本件パネル手続において中国がPooja Forgeについて6.5条にいう「正当な理由」に関する主張を明示したのは、第2書面と同日に提出したパネルからの質問に対する回答のみである(パラ 573)
 - 第1回会合までに事実と主張を提出するというパネルの検討手続規則4に照らして時期に遅れており、かつ質問への回答として消極的にしか行っていない点で、実質的な主張を行っているとは言えない
 - 結論：6.5条違反と認定したパネル認定を破棄(パラ 574)
 2. 調査申請者名を非開示とした当局の取扱いの6.2条及び6.4条との整合性について
 - ”including, but not limited to”という用語で全ての事項を付託事項内としたパネルの判断は、問題点を明確に提示する必要があるとした「インドー特許」事件上級委判断と齟齬する(パラ 597)
 - 結論：6.2条及び6.4条が付託事項内だとするパネル判断を破棄し、この論点に関するパネルの認定も自動的に無効

IV. 評釈

A. AD 基本規則 9 条 5 に関する本件裁定の履行の見通し

まず、EU 規則 9 条 5 については、それ自体での AD 協定違反が認定された以上、何らかの改正を行うことが必要となる。また、正常価額についてだけ代替国データを収集し輸出価格について原則として企業ごとのデータ収集をして個別にマージン計算するというのは、かえって調査当局にとって負担が増すこととなる可能性もある。とすれば、EU としては、本件判示事項外である AD 規則 2 条 7 についても、あわせて対応が求められることとなろう。

とはいえ、AD 規則 9 条 5 に関する本件裁定によって、非市場経済国に対する不利な取扱いが劇的に改善されるかどうかは不透明である。非市場経済国の企業に対して一律に追加的負担を課したことが問題とされたとすれば、現行規定のような一律の不利な推定をおかず、個別に判断する形に変更することでもって本件 DSB 裁定を履行したものと主張する余地があるのではないだろうか。

むろん、個別に提出された情報を精査し個別にマージン計算することは調査当局にとって新たな負担であろうが、国家の影響力から自由であるか等についての質問について証拠資料を提出する企業の負担も相当重いものと推定されるため、市場経済国の企業と比べると、非市場経済国の企業にとっては十分に回答することが困難な場合も多いかもしれない。とすれば、結果的には不利なマージンが適用される企業が現行規定の下における場合と大きく変わらないという事態も生じうることとなる。

また、個別マージンを算出し企業ごとに AD 関税率を決定することによる迂回の恐れに対しては、現在 WTO ドーハ・ラウンド交渉がとん挫していることもあり、調査当局は迂回防止措置の適用を強化する形で対応することがありえ、それがはらむ問題については別論を要する。

B. 他の規定の解釈への影響

この点、同規則 2 条 7 が正常価額の算定方法について用いる MET テストについては、本件の付託事項外である上、GATT6 条の注釈に基づいて正当化できる可能性がある。しかしながら、非市場経済国に対する差別的な取扱いについて積極的な正当化を求める本件上級委の基本姿勢から見れば、当該注釈(「6 条 1 について」第 2 文)の適用についても、画一的な取扱いが認められるか定かでない。たとえば、(1) どの国が「貿易の完全な又は実質的に完全な独占を設定している国ですべての国内価格が国家により定められている」といえるか、(2) どのような場合に「比較可能の価格の決定が困難」になりうるか(英文では “special difficulties may exist in determining price comparability”)、(3) どのような場合に「国内価格との厳密な比較が必ずしも適当でない」(“importing contracting parties may find it

necessary to take into account the possibility that a strict comparison with domestic prices in such a country may not always be appropriate”)かについても、個別事情に照らして積極的に示すことが求められるかもしれない。

C. 「非市場経済国」問題の賞味期限

中国に関する NME 認定については、中国の加盟議定書の解釈を精査する余地はのこされているものの、それも遅くとも 2016 年までである（それ以前でも政治的判断として市場経済国と認定することは可能である。なお、ロシアについて EU はすでに市場経済国認定をしている²）。とはいえ、この問題が主たる争点となるような紛争は、短期的な駆け込み需要として生じる可能性はあろう。

² Council Regulation (EC) No 1972/2002 of 5 November 2002, preamble, recital 5.

資料

1. EU の AD 基本規則 9 条 5

An anti-dumping duty shall be imposed in the appropriate amounts in each case, on a non-discriminatory basis on imports of a product from all sources found to be dumped and causing injury, except for imports from those sources from which undertakings under the terms of this Regulation have been accepted. The Regulation imposing the duty shall specify the duty for each supplier or, if that is impracticable, and in general where Article 2(7) (a) applies, the supplying country concerned.

Where Article 2(7) (a) applies, an individual duty shall, however, be specified for the exporters which can demonstrate, on the basis of properly substantiated claims that:

- (a) in the case of wholly or partly foreign owned firms or joint ventures, exporters are free to repatriate capital and profits;
- (b) export prices and quantities, and conditions and terms of sale are freely determined;
- (c) the majority of the shares belong to private persons; state officials appearing on the board of directors or holding key management positions shall either be in minority or it must be demonstrated that the company is nonetheless sufficiently independent from State interference;
- (d) exchange rate conversions are carried out at the market rate; and
- (e) State interference is not such as to permit circumvention of measures if individual exporters are given different rates of duty.

2. 関税及び貿易に関する一般協定 附属書 1 注釈及び補足規定第六条について 1 について

2. 貿易の完全な又は実質的に完全な独占を設定している国ですべての国内価格が国家により定められているものからの輸入の場合には、1 の規定の適用上比較可能の価格の決定が困難であり、また、このような場合には、輸入締約国にとって、このような国における国内価格との厳密な比較が必ずしも適当でないことを考慮する必要があることを認める。

参考文献

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所『平成 22 年度経済産業省貿易救済措置関連調査事業「非市場経済国に対する補助金相殺関税措置の運用実態等に関する調査報告書」』（2011 年 3 月），191-206 頁。

Van Bael & Bellis, *EU Anti-dumping and Other Trade Defence Instruments* (5th ed.), 2011, pp. 188-205.

Yan Luo, *Anti-dumping in the WTO, the EU and China: the Rise of Legalization in the Trade Regime and Its Consequences*, 2010, pp. 173-182.

Wolfgang Müller, Nicholas Khan and Tibor Scharf, *EC and WTO Anti-dumping Law: a Handbook* (2nd ed.), 2009, pp. 241-259.

Edwin Vermulst, *EU Anti-dumping Law and Practice* (2nd ed.), 2010, pp. 298-329.

Michelle Q. Zang, “*EC - Fasteners: Opening the Pandora’s Box of Non-Market Economy Treatment,*” *Journal of International Economic Law*, Vol. 14, No. 4, 2011, pp. 869-892.